

## 批評と紹介

傅宗懋 著

## 清代軍機処組織及職掌之研究

神田信夫

軍機処が清朝の最高機関として非常に重要な存在であることは周知のところであるが、その実態となると必ずしも明かでない。むろんわが清国行政法には一応の説明はある。また古くは清代に軍機処に関係した人達の記述もあり、清代掌故の書にもこれに触れたものがある。すなわち趙翼の簞曝雜記、王昶の軍機処題名記、梁章鉅の樞垣記略や礼親王昭鍾の嘯亭雜錄、姚元之の竹葉亭雜記などの類である。さらに清朝の行政法典である大清會典にも、その嘉慶・光緒の兩次の編纂のものには軍機処の項があり、最もまとまっている。しかし、行政制度の変遷沿革の記されている會典事例には全く記事がない。これまで軍機処に関する解説は概ね右記の書物などによって簡単に述べられており、根本的に研究したものは、創設時期などに関する若干の論考の以外に殆んどなかったといつてよい。

軍機処は雍正年間から清朝滅亡の直前まで、おおよそ百八

十年間も存在したのである。しかも時代が新しいだけに、その史料たるや非常な量で、雍正以後の実録だけでもあの歴大な清実録全体の八割以上に達する。さらに根本的な軍機処檔案となれば数知れない有様で、且つまだ殆んど整備されていない。そのような史料上の事情もあってか、軍機処の全貌について正面から取りくんだ本格的な研究はなかったのであるが、本書はまさに初めてのかかる研究の成果として注目すべきものといえよう。

著者傅宗懋氏は、本書に記されている略歴によると、一九二七年生れで国立台湾大学を卒業し、現在台北の国立政治大学の副教授の職にある。そして政治大学で氏が獲得された博士の学位論文が本書である。因みに本書は嘉新水泥公司文化基金会研究論文第六十九種として刊行されているが、この基金会は大学や研究所の博士論文や碩士（日本の修士）論文中優れたものを出版するのが事業の一つで、民国五十五年（一九六六）度の分として本書が選ばれたのである。先年来傅氏が大学の機関誌「国立政治大学々報」に続々と発表された論文が本書の首めの三章の基礎をなしているようである。

さて本書は約七百頁に及ぶ大冊で、本文はその内五百二十余頁、すべて八章から成り、各章とも節目などと細分されて、目次だけで十四頁にも達し、整然と構成されている。

先ず第一章と第二章は「軍機処溯源」と題して、軍機処の

設置以前における清の最高政治体制を論じている。軍機処の研究に先ず溯つて清初から研究しようとした意図はよい。第一章はサブタイトルを「清初統治型態之演化」というように、太祖・太宗・世祖の三代における統治型態を述べ、本書全体の論題からいえば、ただ端初を取上げたに過ぎないが、余りにも平板な叙述である。引用された史料をみても実録、東華錄、清史列伝の外は蕭一山氏の「清代通史」と孟森氏の「八旗制度考実」くらいのものに過ぎない。しかしこの時代、とくに太祖・太宗時代については、滿洲実録（或は武皇帝実録）や滿文老檔などの滿文史料があり、さらに最近では老檔のオリジナルである滿文原檔が台湾の故宮博物院に現存していることも明かにされている。清初史の研究、なかでも統治型態のようなテーマにはそうした滿文史料の利用が絶対に必要であるにも拘わらず、全く使用されていないことは致命的な欠陥といわねばならない。また漢文実録にしても、史料の価値の著しく低い乾隆重修本のみを用いている。尤も太宗・世祖朝の実録のより古いテキストは、現在台湾では利用し難いかと思うが、太祖朝については滿洲実録や武皇帝実録が刊行されていることであるから、折角の学術的な書物であるだけにそうした配慮がなされなかった点が惜しまれる。

そんな次第で第一章の記述は、殆んど乾隆重修本実録の關係記事の羅列に止っている。この時代の研究については、日

本では夙く内藤湖南、稻葉君山の両博士以来、和田清、鶴淵一、安部健夫、中山八郎、今西春秋、三田村泰助等々の諸氏の著述が無数にある。例えば八旗の創設に関しても、傅氏は実録の記事を挙げて僅か一頁余り述べているに過ぎないが、そんな簡単なものでないことは、三田村氏の近著「清朝前史の研究」を一見しても直ちにわかるところである。本書において、参照した日本人の著述は、半世紀以上も前に出た稻葉博士の「清朝全史」の漢訳本一書があるに過ぎない。日本語という語学上の問題もあるにせよ、まことに遺憾なことである。

第二章はサブタイトルを「清初議政体制」として、専ら議政王大臣の組織や議事について論じている。議政王大臣が清初の最高政治機関として重要であることは古くから言われているにも拘わらず、その実態について研究したものはなかった。私は十数年前に聊かその研究を試み、「清初の議政大臣」(和田博士還曆記念東洋史論叢所収)と題する小文を発表したことがあるが、その後この問題について論じたものあることを寡聞にして知らない。本章はまさに議政王大臣について本格的に研究したもので、同好の士を得て喜びに堪えない。ただここでも崇徳以前の議政体制については余りにも簡単な記述に過ぎず、前章について批判したと同じことが言える。例えば議政員勅については、私がかつて論じたように(「清初の貝勅について」東洋学報四〇ノ四)、滿文老檔には天

聡年間に於けるその具体的な人名が挙げられており、彼等は崇徳元年四月王爵が新たに制定されたとき、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒に封ぜられたのである。

大体議政大臣は會議の構成メンバーで、別に本職があった。如何なる職にある者が議政大臣に任ぜられたかについて、私は前に不十分ながら多少考えてみたが、傅氏はこの点は後述の軍機大臣の場合と異って割合簡単に触れられているに過ぎない。本章で著者が特に意を用いたところは、議政王大臣が如何なる事項を議したかを究明するにある。先ずその独議事項と、他の官員との合議事項に分けて、一々その実例を挙げて分類している。滿洲固有の議政王大臣は軍事事項を専らにしたほか、一般政治事項についても関与した。後者の場合は明の制度を継承した九卿科道らとの合同會議によることが多かった。ここに漢人をも國政に参加させてその人心を収攬しながら、実際には滿洲人を重用する巧妙な清朝の漢人統治の体制があったとみる著者の結論には同感である。ただ傅氏が使用された大清會典は最も晩出の光緒纂修本であるので気付かれなかつたのであろうが、第一次、第二次纂修の康熙および雍正の會典には凡例の中に、議政王大臣の合議について「一、事例……由議政王貝勒大臣及九卿詹事科道會議者則書曰議定曰議准」という重要な一条がある。この記事は夙に清國行政法(第一卷上二九—三〇頁)にも引かれているが、

念のため注意しておきたい。ともあれ軍機処の前身として議政王大臣の存在を重視し、その実態を個々の史料によって究明しようとしたことは高く評価すべきであらう。

第三章から第八章までの各章は、本書の主題である軍機処についての論述である。第三章は軍機処の設置に関して、その原因、時期、名称、定制、位置について述べている。軍機処創設の時期については、確實な年月を記した史料がなく、普通雍正七年のジュンガル征討に際して置かれたといわれている。これに対し最初に七年説に反対し、雍正五年の初めとしたのがわが弥吉光長氏である(「弁理軍機処の創設に就て」資料公報五ノ四)。先年台湾大学の李宗侗氏も、雍正七年説を否定し、同四年後半に軍需房が設立され、七年六月に軍機房と改められ、十年三月に至りさらに軍機処と改称されたと主張された(「弁理軍機処略考」幼獅學報一ノ二)。雍正五年の初めといい、同四年後半というのもその論拠は全く同一の史料であつて、世宗実録の雍正七年六月辛巳の記事の中に「経理二年有余」とあるのに基いている。傅宗懋氏も大体同説で、密弁軍需事務王大臣が命を受けたのが軍機処設置の時点とすれば、それは雍正四年の後半だとする。その頃は嚴重に秘密にされていたので設置について公示がなく、確實な年月も不明であるが、雍正七年六月に至りジュンガル征討が実行されたので初めて密弁軍需事務王大臣の名前が公布され、從

来の秘密事項が明かにされたのであって、それは軍機処の設置とは何の関係もない。そして雍正十年三月に正式に軍機処の名称が定められたとする。

第四章は軍機大臣、第五章は軍機章京の員数、任用、規制、賞罰について細かに分析したもので、次の第六章とともに本書の中心をなし、この二章で三百頁を越える分量である。著者の研究法の特徴は統計的な分析によることで、第四章には非常に多くの表が挿入されている。すなわち各朝毎に軍機大臣に任用した員数と各員数の占めた年数を示してその百分比を出したり、さらにこれを滿漢の量的多寡についていろいろのケースを検討してその比率を求めたりする。また各朝毎に軍機大臣の本職を統計的に数示したり、或は滿漢蒙別の比率を出し、滿人については八旗の旗分別にその数を挙げてそれぞれを百分比を出したり、その他いろいろの角度から分析している。わが国でも榎木野宣氏による軍機大臣の滿漢の比重などについての統計的研究があるが（清代大学士軍機大臣滿漢任用の実際について）群馬大学紀要一五、「清代重要職官滿漢比率の変動」同一七、より広い角度から検討して、その勞力たるや大変なものといわねばならない。

第六章は軍機処の職掌である。その大きな任務は皇帝の論旨を書くのを掌ることであるが、周知の如く論旨には明発上論と寄信上論とがある。中外の臣民に公示する明発上論がそ

れほど重要でないのに対し、寄信上論の方は機密に関する重要な内容をもち、俗に廷寄といわれて、軍機処の最も大きな職務である。傅氏は廷寄の制式、来源をはじめ廷寄に軍機大臣の名を掲げることとその作用や廷寄制度の優点を一々史料を挙げて説いている。さらに軍機処の職掌につき、軍事、財政経済、土木建設、科挙、外交、司法、一般行政に分けて述べている。この場合、具体的な事例を示す史料として軍機処檔案に勝るものはないのであるが、史料句刊などに既に活字にして公刊されているもの外、未刊行の檔案が盛んに使用されていることが特に注目される。

元來北京の故宮に保存されていた軍機処檔案は、現在台湾に遷り、台北郊外の外雙溪に先年新築された故宮博物院に蔵されている。同院の邢志良氏の近著「故宮四十年」によると、軍機処檔案は四十七箱現存する由である。傅宗懋氏は故宮博物院が以前台中郊外の霧峯に在った頃から軍機処檔案を調査されたようで、既に数年前その紹介を試みられている（故宮博物院現存軍機檔案簡介）国立政治大学々報四）。著者も自負されているように、傅氏はこの檔案が故宮の他の文化財と共に台湾に遷された後、それを初めて利用した第一人者といえよう。ただ何分にも膨大な量の檔案であるから、さらに丹念に調べればまだまだまだ解明される事実が多いと思う。仄聞するところによると故宮博物院の諸檔案は、全部写真にして

出版される計画があるようである。世界の学界のため一日も速かに実現されることを切望するものである。

第七章は軍機大臣と皇帝の關係を論じ、且つ軍機大臣が皇帝の特使として地方に派遣された実例を列挙し、さらに軍機大臣の権力の重い原因を究明する。そして第八章は軍機処の作用と価値とを述べ、これが清代の中央集権的専制君主政治において極めて有効な機関であったことを力説する。

最後に参考書目として、本書に利用された多くの文献の名が、各箱の番号を明示した軍機処檔案以下列挙されている。

ただその中、大清太祖高皇帝実録から徳宗景皇帝実録に至るまでの歴代実録をいづれも殿刻本と記しているが、実録に原本のないことは今更言うまでもないところである。また宣統政紀実録という書名が挙げられているけれども、宣統政紀は実録と同体裁とはいえず、政紀と称して実録とは言わない。先年台湾で華文書局が「大清歴朝実録」を影印した際に勝手につけた書名に誤まらされたのである。

そのあと約百七十頁は附録で、先ず各年毎の軍機大臣年表を、清史稿の年表に依拠したうえ呉考銘の樞垣題銘や梁章鉅の樞垣記略を参照して作り、大臣各人の籍貫、本職および主要兼職と記事を記入している。次に軍機大臣各人の出身と就任前における六部堂官の官歴の表があり、第三に前に軍機章京であつて軍機大臣に任ぜられた者の人物表がある。こうし

た表は頗る便利であるが、その製作の労力は並々ならぬもので、傅氏の勞を多としたい。

以上大体紹介してきたが、本書は書名にみられる通り軍機処の組織と職掌を主に論じた制度史的な研究である。とくにいろいろの角度から統計的に分析して研究された点に特色があるといえる。著者はもともと政治学を専攻されたのであろうか、その関心は制度自体にあるように思われるが、何しろ軍機処は約百八十年も続いた制度である。その間における実質的な変化や、現実の政治の動きとの関連など、歴史的になおきめ細く且つ動態的に究明しなければならないことは言うまでもない。しかしそれは今後の課題であつて、先ず本書の出現に敬意を表したい。

(一九六七年十月 嘉新水泥公司文化基金会刊 六九四頁)

アラステア・ラム著

マクマホン・ライン (上下二巻)

——インド・中国・チベット三国關係

史研究 (一九〇四—一九一四)

中井英基

一

一九五九年三月、所謂チベットの叛乱及びダライ・ラマの